



岐阜労働局発表
平成 24 年 11 月 29 日(木)

岐阜労働局雇用均等室
室長 熊倉 澄子
地方機会均等
指導官 祝迫 智子
電話 058-245-1550
FAX 058-245-7055



次世代法の認定企業増加中！

～平成 24 年 11 月 29 日現在県内認定企業は 27 社～

岐阜労働局(局長 佐々木 秀一)は、「次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)」に基づく「子育てサポート企業(くるみんマーク取得企業)」の認定状況を取りまとめたので、公表します。

「次世代法」は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりのために社会全体で取り組むことを定めた法律です。

「次世代法」に基づく行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成するなど一定の基準(認定基準別紙 1 参照)を満たした場合、申請により厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任)が子育てサポート企業として認定し、くるみんマークを交付しています。

1 認定状況

平成 24 年 11 月 29 日現在、県内認定企業は 27 社です。

同年 10 月末日現在、認定企業数(26 社)は全国 9 番目、認定率(行動計画届出企業のうちの認定企業の割合)では全国 6 番目となっています。

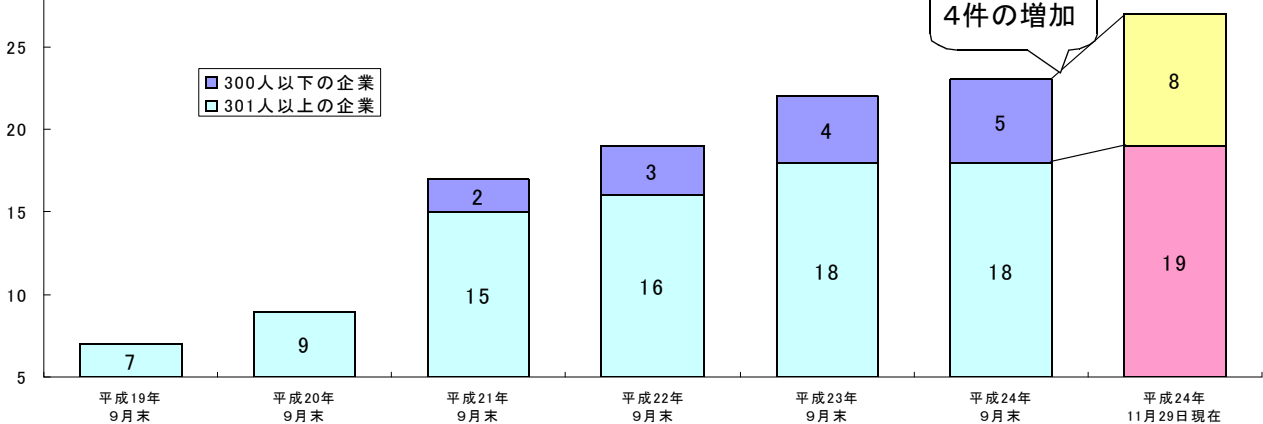
特に本年 9 月以降認定企業が増えており、5 社の認定を行っています。

10 月に行った認定企業には、パパ・ママ育休プラスによって子が 1 歳 2 か月までの男性の育児休業取得や子の看護休暇取得事例もあります。

* 県内認定企業及び取組事例は別紙 2 のとおりです。

(認定企業数)

認定企業数の推移(岐阜)



2 認定のメリット

認定を受けた事業主には「くるみんマーク」が交付され、名刺、広告、商品等に表示し、「子育てサポート企業」であることをアピールできます。

対象期間に取得した建物等について税制優遇制度を受けることができます。

認定企業では、生産性の向上、採用活動などでのPR、社内全体の子育て支援に関する意識や理解の深まりなどの効果が実感されています。

3 一般事業主行動計画の策定・届出状況(平成24年10月末現在)

「次世代法」により、事業主は仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、労働局への届出、公表及び労働者への周知が義務又は努力義務となっています。

平成23年4月から義務の対象が労働者数301人以上の企業から101人以上の企業へと拡大されました。

平成24年10月末現在、県内企業の一般事業主行動計画策定・届出状況は下記のとおりです。義務企業の届出率は100%となっています。

	総計	301人以上	101～300人	100人以下
(1) 企業数(社)		173	556	
(2) 行動計画策定届出企業数	1,100	173	556	371
(3) 届出率(%)((1)/(2))		100.0%	100.0%	

(今後の取組)

政府として、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、平成26年度末までに認定企業数を全国で2,000社とすることを目標に掲げています。

義務企業の対象拡大に伴い、新たに行動計画の策定・届出を行った労働者数101人以上300人以下の企業については、最短2年の行動計画が終期を迎える平成25年4月から認定取得が可能となります。

当局としても、300人以下の企業の特例措置(別紙1の7参照)を含め、認定制度について企業を訪問するなどして、より一層の周知・啓発を行ってまいります。

- 添付資料
- 別紙1 : 認定基準
 - 別紙2 : 岐阜県内認定企業及び2012年認定企業の取組事例
 - 参考1 : 次世代育成支援対策推進法(抄)
 - 参考2 : 都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。
【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
当該計画期間において男性労働者のうち育児休業等をしたものがない中小事業主は、次のいずれかに該当すれば足りる。
 - ① 計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
 - ② 計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
 - ③ 当該計画の開始前3年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等したものが1人以上いること。
- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。
【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
当該計画期間において女性の育児休業取得率が70%未満である場合は、当該計画の開始前3年以内の日であって当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における女性の育児休業取得率が70%以上であれば足りる。
- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。
※1 「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。
なお、これらの措置は計画期間終了時までには措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。
※2 「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。
 - ・フレックスタイム制度
 - ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 8 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



岐阜県内認定企業及び2012年認定企業の取組事例

認定年		企業名	所在地	企業の通し番号
2007年	1	(株)大垣共立銀行	大垣市	1
	2	岐阜信用金庫	岐阜市	2
	3	(株)十六銀行	岐阜市	3
	4	(株)トーカイ	岐阜市	4
	5	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	5
	6	(株)バロー	多治見市(本部)	6
	7	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	7
2008年	1	太平洋工業(株)	大垣市	8
	2	生活協同組合コープぎふ	各務原市	9
	3	(株)東洋	飛騨市	10
2009年	1	イビデンエンジニアリング(株)	大垣市	11
	2	東濃信用金庫	多治見市	12
	3	(株)大垣共立銀行☆	大垣市	
	4	(株)岐阜銀行	岐阜市	13
	5	たんぽぽ薬局(株)☆	岐阜市	
	6	(株)トーカイ☆	岐阜市	
	7	(株)岐阜高島屋	岐阜市	14
	8	(株)サムソン	岐阜市	15
	9	美濃工業(株)	中津川市	16
	10	(株)アクトス	多治見市	17
	11	(医)和光会	岐阜市	18
2010年	1	岐阜信用金庫☆	岐阜市	
	2	ヤングビーナス薬品工業(株)	加茂郡坂祝町	19
	3	社会福祉法人和光会	岐阜市	20
2011年	1	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕☆	羽島郡笠松町	
	2	たんぽぽ薬局(株)*	岐阜市	
	3	社会福祉法人飛騨古川	飛騨市	21
	4	(株)トーカイ*	岐阜市	
	5	(株)市川工務店	岐阜市	22
	6	太平洋工業(株)☆	大垣市	
2012年	1	(株)大垣共立銀行*	大垣市	
	2	(有)星和土木	岐阜市	23
	3	イビデン(株)	大垣市	24
	4	サトウパック(株)	美濃市	25
	5	(公財)大垣市文化事業団	大垣市	26
	6	(社福)大垣市社会福祉事業団	大垣市	27

注 認定は、各行動計画期間終了後に達成状況等を審査して行われますので、1回目の行動計画期間終了後認定を受けた企業が、次の行動計画期間終了後に再度認定を受けることができます。☆は2回目の認定、*は3回目の認定です。

株式会社大垣共立銀行

所在地：大垣市郭町3丁目98番地

業種：銀行業



【行動計画期間】

平成21年4月1日～平成24年3月31日

【行動計画目標】

- (1) 計画期間内の育児休業取得状況を男性1名以上、女性取得率を80%とする。
- (2) 年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

【3期目行動計画取組等状況】

- (1) 計画期間内に男性1名が育児休業を取得した。
- (2) 女性は144名取得（取得率は99%）と目標を達成した。
- (3) 育児休業の対象を子が3歳になる年度末までとしている。
- (4) 年次有給休暇の内、半日単位で0.5日を年間2回まで取得できる「半日有給休暇制度」を導入し、年次有給休暇の取得の促進を図った。
- (5) 所定外労働削減を推進するため、「19時30分超時間外勤務事前報告制度」を制度化した。
- (6) 年次有給休暇の内、1日を計画的に付与する「ハートフル休暇制度」を推進している。
- (7) 子が小学校入学するまでの間、働く曜日や時間帯等柔軟のあるアシスタントにキャリア転換でき、同期間内にいつでも行員復帰できる「キャリア転換制度」を導入した。
- (8) 結婚・出産・育児などの理由で円満退職した元行員が復職する場合、行員登用の条件を通常（最短で3年）より緩和（1年以上で登用）している。

* 行動計画期間中の・・・

- (1) 育児休業取得状況
男性・・・1人 女性・・・144人
- (2) 出産者の育休取得割合
出産者145人・・・99%

有限会社星和土木

所在地：岐阜市椿洞 425 - 70

業 種：建設業



【行動計画期間】

平成 22 年 6 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日

【行動計画目標】

- (1) 毎週木曜日をノー残業デーとする。
- (2) 妻が出産した時の休暇取得 3 日間の推進をする。

【1 期目行動計画取組等状況】

- (1) 社内出入り口に「木曜日 ノー残業デー」のポスターを掲示し、周知した。
- (2) 現場での作業を早めに開始できるように準備の段取りの見直しを行い、労働時間内に仕事が終わるよう努めた。
- (3) 慶弔休暇として、妻が出産した時に 3 日間の休暇が取れる制度を導入した。
- (4) 妻が妊娠中の労働者及び 30 代の労働者に「妻が出産した時の休暇取得 3 日間」という制度ができたことや育児休業が取得できることを説明し、利用の推進を図った。
- (5) 所定外労働の免除制度の対象を子が小学校就学前までとした。
- (6) 男性労働者が 5 日間の育児休業を取得した。

* 行動計画期間中の・・・

- (1) 育児休業取得状況
男性・・・1人 女性・・・1人
- (2) 出産者の育休取得割合
出産者 1人・・・100%

イビデン株式会社

所在地：大垣市神田町 2 - 1
業 種：製造業



【行動計画期間】

平成 22 年 8 月 23 日～平成 24 年 8 月 31 日

【行動計画目標】

- (1) 育児休業・介護休業等の制度の周知を図る。
- (2) 小学校 5 年生の始期に達するまでの子を持つ社員が、希望する場合に利用できる「フレックスタイム制度」「時差出勤制度」について、制度の周知を図る。
- (3) 現在導入済みの制度の継続的な運用と徹底を行う。所定外労働削減のためのノー残業デーの継続実施を行う。
- (4) インターンシップの継続的な受け入れ実施する。学校等からの依頼により、インターンシップの学生受け入れ実施する。

【1 期目行動計画取組等状況】

- (1) 労働意欲、生産性の向上、多様な人材による新しい価値の創造、労働力の確保及び企業イメージの向上を目的に企業風土の醸成、キャリア育成・登用、そして両立支援の活動を積極的に取り組むことを経営トップ自らが宣言した。
- (2) 労務管理ガイドブックを発行し、社員向け（新人研修、階層別教育等）説明会を実施し育児休業、介護休業等の制度の取得促進を図った。
- (3) 育児休業中および復帰直後の社員の意見をもとに「育児ハンドブック」を作成した。
- (4) 両立支援制度を社内イントラネットで情報発信し、社員は何時でも制度内容を確認できるようにした。
- (5) 企業風土の醸成、キャリア育成・登用、両立支援の活動を推進するために女性活躍推進ワーキンググループを設立した。
- (6) 育児休業取得中の社員の復職後の不安を解消し、安心して働き続ける事ができるように休業前、復職前（復職 2 か月前）、復帰後（復職半年～1 年後）に面談を行う「育児復職サポート面談」を導入した。
- (7) 各事業場労使委員会を毎月実施し、所定外労働削減のための具体的な取組方法を検討し、正確な時間管理の取組状況確認、過重労働削減の取組状況確認、ノー残業デーパトロールを実施した。
- (8) インターンシップの継続的な受入を実施し、平成 22 年度 22 名、平成 23 年度 24 名の実績をあげた。
- (9) 育児休業中も通常通り昇給させている。
- (10) 小学校 5 年生の始期に達するまで「フレックスタイム制度」または「時差出勤制度」を利用することができる。
- (11) 計画期間内に男性 1 名が 3 人目の出産時にパパ・ママ育休（産後休業中 40 日間、子の 1 歳時 52 日間）を取得した。

* 行動計画期間中の・・・

- (1) 育児休業取得状況
男性・・・1 人 女性・・・34 人
- (2) 出産者の育休取得割合 出産者 37 人・・・91.8%

サトウパック株式会社

所在地：岐阜県美濃市笠神 1013

業 種：製造業



【行動計画期間】

平成 22 年 6 月 25 日～平成 24 年 8 月 31 日

【行動計画目標】

- (1) 育児支援に関する内容のパンフレットを作成し、社員に周知する。
- (2) 年次有給休暇の取得推進のため、計画的取得の処置を検討する。

【1 期目行動計画取組等状況】

- (1) 子どもが生まれる際の父親の休暇制度を導入している。
- (2) 毎週第 1・第 3 水曜日をノー残業デーと決め、所定外労働の削減を推進している。
- (3) 育児休業者のみならず所属部署も安心して当該労働者が育児休業を取得できるように代替要員の確保を明文化している。
- (4) 社内報や決算会議などで行動計画の取組状況、制度の導入等について逐次広報し、全社で進捗状況を共有するようにした。
- (5) 両立支援制度に係る従業員の認知度を「仕事と家庭の両立支援（育児休業）アンケート」により確認した上で、具体的な周知内容の検討をした。
- (6) 育児休業の制度・申出、短時間勤務制度、子の看護休暇等について、「仕事と家庭の両立支援（育児休業）アンケート」の結果を踏まえたパンフレットを作成し、社員に配布した。
- (7) 「年次有給休暇に対するアンケート」を実施して社員の意識及び希望の実態等を把握し、年次有給休暇のうち 1 日分を誕生日休暇として計画的に付与する制度を導入した。

* 行動計画期間中の・・・

- (1) 育児休業取得状況
男性・・・2人 女性・・・3人
- (2) 出産者の育休取得割合
出産者 3人・・・100%

公益財団法人大垣市文化事業団



所在地：大垣市室本町5丁目51番地

業種：教育・学習支援事業

【行動計画期間】

平成22年10月1日～平成24年9月30日

【行動計画目標】

- (1) 育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。
女性：育児休業取得率70%以上
男性：子の看護休暇（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）又は、
小学校の就学始期に達するまでの子について短時間勤務制度を利用した職員が1名以上
- (2) 職員の所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを導入する。
- (3) 就業継続や出産・育児健康確保等について相談できる窓口を設置する。

【1期目行動計画取組等状況】

- (1) 育児・介護休業に関する規程の講習会及び労働組合と連携した勉強会を実施し、育児休業の取得促進を行った。
- (2) 計画期間中の女性の育児休業取得率は、100%、男性の子の看護休暇取得は、1名となり目標を達成した。
- (3) 小学校就学前の子を持つ職員が利用できる短時間勤務制度、所定外労働の免除制度を導入した。
- (4) 所定外労働を削減するため、毎週月曜日をノー残業デーとした。
- (5) 時間外労働の一覧表を作成することにより実態把握をし、時間数の多い職員に口頭による管理職から指導をした。その結果、平成23年度と平成24年度の所定外労働時間が削減された。
- (6) 職員が勤務時間中に相談できるよう就業継続や出産・育児健康確保等についての窓口を総務課内に設置し、全員に周知をした。
(7) 年次有給休暇の取得促進のため、夏期休暇（2日）、元気回復休暇（2日）を7～9月に取得するよう呼びかけを行った。

*行動計画期間中の・・・

- 1) 育児休業取得状況
男性・・・0人（子の看護休暇取得・・・1人） 女性・・・1人
- (2) 出産者の育休取得割合
出産者1人・・・100%

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団

所在地：岐阜県大垣市牧野町2丁目150番地1
業種：医療、福祉



【行動計画期間】

平成22年10月1日～平成24年9月30日

【行動計画目標】

- (1) 男性職員の育児参加応援のため休業・休暇等（育児参加特別休暇・看護休暇等）取得奨励用パンフレットを作成する。
- (2) 就業継続や妊娠・出産・育児など制度利用全般を相談できる窓口を設ける。

【1期目行動計画取組等状況】

- (1) 各施設から選出された委員からなる行動計画実施のための委員会を目標別に設置し、目標達成のための具体的な対策を検討した。委員会の活動内容については施設長会議及び施設の職場会議で報告し、全職員に周知した。
- (2) 職員に対しアンケートを実施し、制度の周知状況、要望、男性の育児参加に関する意識等についての現状を把握した。
- (3) 職員アンケート及び委員会での検討結果をもとに、「育児・介護休暇サポートブック」及びリーフレット・ポスター「パパありがとう！」を作成。「育児・介護休暇サポートブック」については、制度の内容をQ & A形式でわかりやすくまとめ、妊娠・出産・育児に関する相談窓口へ備え付け、リーフレットについては、出産・育児に係る休暇取得の流れ、概要をとりまとめ、全職員に配布し、ポスターは各施設において掲示し、男性の育児参加促進を図った。
- (4) 妊娠・出産・育児に関しての就業継続や制度利用の相談窓口を各施設に設置した。
- (5) 法を上回る育児休業制度（子が3歳に達するまで取得可）、所定外労働免除制度及び育児短時間勤務制度（子が小学校就学の始期に達するまで取得可）を実施している。
- (6) 所定外労働削減のため、1年単位の変形労働時間制及び1か月単位の変形労働時間制を導入している。

* 行動計画期間中の育児休業取得状況

男性・・・0人（子の看護休暇取得・・・1人）

女性・・・3人（出産者の育児休業取得割合・・・100%）

次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号) (抄)

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(24. 11. 15)

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成24年10月末現在)

		常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	届出状況							認定企業数	認定率
					101人以上企業の届出率	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数	届出率	②内、常時雇用労働者300人以下の企業数	(ア)内、常時雇用労働者10人以上の企業数	届出率	(イ)内、常時雇用労働者10人以下の企業数		
		(A)	(B)	(E)	$((C)-(A))/(B) \times 100\%$	(C)	$((C)/(A) \times 100)\%$		(D)	$((D)/(B) \times 100)\%$		(F)	$((F)/(E) \times 100)\%$
1	東京都	4,292	6,503	12,958	88.8%	3,949	92.0%	9,009	5,632	86.6%	3,377	582	4.5%
2	徳島県	46	178	480	100.0%	46	100.0%	434	178	100.0%	256	16	3.3%
3	奈良県	67	212	370	99.6%	67	100.0%	303	211	99.5%	92	10	2.7%
4	長野県	213	553	1,279	99.0%	210	98.6%	1,069	548	99.1%	521	31	2.42%
5	京都府	282	643	1,286	99.1%	278	98.6%	1,008	639	99.4%	369	31	2.41%
6	岐阜県	173	556	1,100	100.0%	173	100.0%	927	556	100.0%	371	26	2.36%
7	大阪府	1,378	2,262	4,434	98.6%	1,363	98.9%	3,071	2,226	98.4%	845	104	2.3%
8	山梨県	62	195	527	100.0%	62	100.0%	465	195	100.0%	270	12	2.3%
9	香川県	102	343	660	99.1%	102	100.0%	558	339	98.8%	219	14	2.1%
10	三重県	155	399	827	98.7%	155	100.0%	672	392	98.2%	280	16	1.9%
11	兵庫県	479	1,287	2,329	99.8%	478	99.8%	1,851	1,284	99.8%	567	42	1.8%
12	岡山県	195	484	1,148	98.2%	191	97.9%	957	476	98.3%	481	20	1.7%
13	愛媛県	137	406	988	99.4%	137	100.0%	851	403	99.3%	448	17	1.7%
14	滋賀県	101	304	1,096	98.5%	100	99.0%	996	299	98.4%	697	18	1.6%
15	千葉県	381	868	1,578	99.6%	376	98.7%	1,202	868	100.0%	334	25	1.6%
16	神奈川県	773	1,499	2,945	99.3%	761	98.4%	2,184	1,495	99.7%	689	46	1.6%
17	鳥取県	42	171	401	100.0%	42	100.0%	359	171	100.0%	188	6	1.5%
18	鹿児島県	158	439	1,041	98.3%	154	97.5%	887	433	98.6%	454	15	1.4%
19	愛知県	945	2,022	4,171	99.5%	938	99.3%	3,233	2,015	99.7%	1,218	60	1.4%
20	青森県	111	319	601	99.8%	111	100.0%	490	318	99.7%	172	8	1.3%
21	岩手県	109	324	695	99.5%	109	100.0%	586	322	99.4%	264	9	1.3%
22	福井県	66	257	775	100.0%	66	100.0%	709	257	100.0%	452	10	1.3%
23	沖縄県	95	266	620	100.0%	95	100.0%	525	266	100.0%	259	8	1.3%
24	大分県	85	315	781	99.8%	84	98.8%	697	315	100.0%	382	10	1.3%
25	宮城県	206	536	963	99.7%	206	100.0%	757	534	99.6%	223	12	1.2%
26	埼玉県	422	1,143	2,243	99.4%	420	99.5%	1,823	1,135	99.3%	688	27	1.2%
27	和歌山県	51	259	426	99.4%	51	100.0%	375	257	99.2%	118	5	1.2%
28	石川県	126	402	1,290	99.4%	124	98.4%	1,166	401	99.8%	765	15	1.2%
29	静岡県	375	917	1,919	100.0%	375	100.0%	1,544	917	100.0%	627	22	1.1%
30	福島県	153	386	732	98.3%	151	98.7%	581	379	98.2%	202	8	1.1%
31	秋田県	84	238	555	100.0%	84	100.0%	471	238	100.0%	233	6	1.1%
32	茨城県	222	558	1,021	99.0%	221	99.5%	800	551	98.7%	249	11	1.1%
33	群馬県	154	466	1,114	99.2%	153	99.4%	961	462	99.1%	499	12	1.1%
34	栃木県	141	431	1,054	100.0%	141	100.0%	913	431	100.0%	482	11	1.0%
35	島根県	51	206	509	100.0%	51	100.0%	458	206	100.0%	252	5	1.0%
36	富山県	110	399	1,578	100.0%	110	100.0%	1,468	399	100.0%	1,069	15	1.0%
37	広島県	344	833	2,113	99.2%	343	99.7%	1,770	824	98.9%	946	20	0.9%
38	佐賀県	65	246	486	100.0%	65	100.0%	421	246	100.0%	175	4	0.8%
39	熊本県	130	432	851	97.9%	128	98.5%	723	422	97.7%	301	7	0.8%
40	福岡県	489	1,176	2,460	99.4%	486	99.4%	1,974	1,169	99.4%	805	20	0.8%
41	新潟県	237	620	1,385	99.5%	236	99.6%	1,149	617	99.5%	532	10	0.7%
42	山口県	116	384	1,043	99.2%	116	100.0%	927	380	99.0%	547	7	0.7%
43	宮崎県	77	287	643	97.8%	75	97.4%	568	281	97.9%	287	4	0.6%
44	山形県	107	339	651	99.6%	107	100.0%	544	337	99.4%	207	4	0.6%
45	高知県	56	217	507	100.0%	56	100.0%	451	217	100.0%	234	3	0.6%
46	北海道	447	1,239	2,374	95.6%	423	94.6%	1,951	1,189	96.0%	762	12	0.5%
47	長崎県	108	366	716	99.4%	106	98.1%	610	365	99.7%	245	1	0.1%
	合計	14,718	32,885	69,723	96.8%	14,275	97.0%	55,448	31,795	96.7%	23,653	1,377	2.0%